名目国内総生産（季節調整系列）

（単位：10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス 輸出（除FISIM）	財貨・サービス 輸入（除FISIM）
2014/ 4- 6.	488,280.2	291,996.2	284,442.9	237,826.4	15,269.3	68,391.0	1,264.6	100,564.4	24,371.7	50.3	-13,627.3	83,590.6	97,217.9	506,287.4	108,032.0	483,703.4	281,639.7	83,288.8	97,217.9
7- 9.	484,983.0	292,944.2	285,289.4	238,657.7	14,230.2	68,538.5	-2,500.9	101,275.8	24,940.2	126.1	-14,571.1	86,386.7	100,957.8	505,091.3	107,708.9	480,438.5	282,518.0	86,084.9	100,957.8
10- 12.	488,750.5	294,340.6	286,612.9	239,978.8	14,157.7	69,010.3	-3,316.2	101,686.0	24,951.9	14.7	-12,094.6	91,536.7	103,631.3	514,080.7	108,120.0	484,239.1	283,850.6	91,234.8	103,631.3
2015/ 1- 3.	499,868.4	293,989.2	286,219.9	239,595.3	14,430.5	70,884.9	-1,135.2	102,249.9	24,635.0	70.2	-5,256.0	91,766.6	97,022.6	520,762.2	109,950.4	495,321.4	283,436.5	91,464.7	97,022.6

＊年率で表示している。
＊総固定資本形成＝民間住宅＋民間企業設備＋公的固定資本形成
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

名目国内総生産（季節調整系列）　（前期比）

（単位：%）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス 輸出（除FISIM）	財貨・サービス 輸入（除FISIM）
2014/ 4- 6.	0.1	-3.5	-3.6	-4.3	-8.0	-4.2	(1.4)	1.2	2.2	(-0.0)	(1.4)	-0.1	-6.5	0.3	-3.4	0.1	-3.6	-0.1	-6.5
7- 9.	-0.7	0.3	0.3	0.3	-6.8	0.2	(-0.8)	0.7	2.3	(0.0)	(-0.2)	3.3	3.8	-0.2	-0.3	-0.7	0.3	3.4	3.8
10- 12.	0.8	0.5	0.5	0.6	-0.5	0.7	(-0.2)	0.4	0.0	(-0.0)	(0.5)	6.0	2.6	1.8	0.4	0.8	0.5	6.0	2.6
2015/ 1- 3.	2.3	-0.1	-0.1	-0.2	1.9	2.7	(0.4)	0.6	-1.3	(0.0)	(1.4)	0.3	-6.4	1.3	1.7	2.3	-0.1	0.3	-6.4

＊（ ）内の数値は寄与度。
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３７号
福島県郡山市安積町荒井字上北井前１番地の27　ルミエールあさか201号
債務者　遠藤　正樹
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　崇史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２０３１号
大阪府高槻市登町12番Ａ14―206号
債務者　青木　和久
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６９号
大阪市西成区南津守２丁目４番３―805号
債務者　吉本製作所こと　吉本　卓史
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７号
高知県土佐市家俊839番地
債務者　久保田昭二
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３６号
高知市帯屋町１丁目14番９号
債務者　岡本　　理
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤宗　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３７号
高知市帯屋町１丁目14番９号、住民票上の住所高知市横浜10番地５
債務者　岡本　美津
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤宗　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１９９号
大阪府東大阪市長田２丁目３番33号
債務者　伏木夕喜子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５号
和歌山県御坊市湯川町富安2015、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町富安1963番地５
債務者　志宇知崇嘉
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　克己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第１８８号
埼玉県春日部市谷原１丁目13番地25
債務者　青柳　　修
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　香輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係